

令和2年(つ)第1号

D

20210730 郵送受理

決 定

請求人 今 井 豊

上記請求人から、橋本誠、不詳C、不詳D、不詳E、塚越幹、不詳F、不詳G、萩原崇之、不詳Hを被疑者とする刑事訴訟法262条1項による付審判の請求があったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件請求をいずれも棄却する。

理 由

第1 本件請求の趣旨及び理由

- 1 本件請求の趣旨及び理由は、請求人作成の令和2年12月7日付け付審判請求書記載(以下「本件請求書」という。)のとおりであるが、要するに、請求人は、さきに群馬県沼田警察署の警察官橋本誠、同不詳C、同不詳D、同不詳E、同塚越幹、同不詳F、同不詳G、同萩原崇之、同不詳Hをいずれも公務員職権濫用罪等で告訴したところ、前橋地方検察庁検察官は、同年11月30日、罪とならないことを理由としていずれも不起訴処分に付したが、これらの処分について不服であるから、前記各事件を前橋地方裁判所の審判に付することを求めるというものである。

2 本件請求に係る被疑事実の要旨

- (1) 被疑者橋本誠、同不詳C、同不詳D、同不詳Eは、群馬県沼田警察署に所属する警察官としてその職務に従事するものであるが、平成31年1月21日午後2時50分頃、請求人からの通報を受けて、群馬県利根郡みなかみ町内の日帰り温泉施設風和の湯に臨場した際、同人から脅迫の被害申告を受けたにもかかわらず、不詳Aの摘発に必要な捜査職権を行使せず、請求人による告訴を妨害し、もってその職権を濫用して請求人の権利の行使を妨害した。
- (2) 被疑者塚越幹、同不詳F、同不詳Gは、群馬県沼田警察署に所属する警察

官としてその職務に従事するものであるが、平成31年1月29日午後2時24分頃、請求人からの通報を受けて、群馬県利根郡みなかみ町内の日帰り温泉施設風和の湯に臨場した際、同人から脅迫の被害申告を受けたにもかかわらず、不詳Bの摘発に必要な捜査職権を行使せず、請求人から不詳Bの身元開示を求められたのに対し、その開示を拒み、請求人による告訴を妨害し、もってその職権を濫用して請求人の権利の行使を妨害した。

- (3) 被疑者萩原崇之及び同不詳Hは、群馬県沼田警察署に所属する警察官としてその職務に従事するものであるが、平成31年2月6日午前9時50分頃、同警察署生活安全課前室において、請求人から脅迫の被害申告を受けたにもかかわらず、不詳A及び不詳Bの摘発に必要な捜査職権を行使せず、請求人から不詳A及び不詳Bの身元開示を求められたのに対し、その開示を拒み、請求人による告訴を妨害し、もってその職権を濫用して請求人の権利の行使を妨害した。

第2 当裁判所の判断

- 1 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

(1) 第1の2(1)の被疑事実について

群馬県沼田警察署警察官橋本誠、同不詳C、同不詳D及び同不詳Eは、平成31年1月21日午後2時50分頃、請求人からの通報を受けて、日帰り温泉施設風和の湯に臨場した。請求人は、橋本警察官らに対し、露天風呂から屋内の浴室に戻ると、請求人が使って洗い場に置いておいた施設備付けの椅子を不詳Aに使われていた、風和の湯には10日に1回程度来るが、毎回違う人に同じようなことをされるので、何らかの威力を感じるなどと申告した。橋本警察官らは、請求人に対し、不詳Aは、洗い場に置いてあった椅子を使った行為について請求人に対する悪意はなかったと述べていること、本件について相談受理として記録化することなどを伝えた上で、対応を終了した。

(2) 第1の2(2)の被疑事実について

群馬県沼田警察署警察官塚越幹，同不詳F及び同不詳Gは，平成31年1月29日午後2時24分頃，請求人からの通報を受けて，風和の湯に臨場した。請求人は，塚越警察官らに対し，洗い場に椅子を置いて使った後，依然請求人が使用中であることを示すために，椅子を置いたまま，同人のタオルをシャワーに縛り付けた状態にして内湯の浴槽に入っていたところ，不詳Bが当該洗い場を使おうとしてそのタオルをほどいたため，タオルがずり落ちた，不詳Bに対し，この椅子に座ろうとしたのですかなどと尋ねたところ，気が付かなくてごめんなさいなどと言われた，不詳Bの行為は脅迫罪，侮辱罪に当たるので訴えたいなどと申告した。塚越警察官らは，不詳Bから事情を聴取したところ，不詳Bは，誰かが当該洗い場を使っていることやタオルがシャワーに縛り付けられていることに気付かず，シャワーを持ち上げたところ，タオルがずり落ちたなどと述べた。そこで，塚越警察官らは，請求人に対し，本件は脅迫罪や侮辱罪には当たらないため，警察で事件として扱うことはできず，本件について記録化することなどを伝えた上で，不詳Bの氏名等を教示することもなく対応を終了した。

(3) 第1の2(3)の被疑事実について

請求人は，平成31年2月6日午前9時50分頃，群馬県沼田警察署に赴いたところ，同警察署警察官萩原崇之及び同不詳Hが対応した。請求人は，萩原警察官らに対し，不詳A及び不詳Bの身元や供述内容の開示を求める内容である「過日の二度の通報について」と題する書面を提示した上で，風和の湯に入浴に行った際，請求人が座って洗い場に置いておいた椅子を別の客に取られた，座席を別の客に取られるということは村八分行為であり，請求人の名誉等に対する脅迫行為である，相手方を裁判にかけたいので，相手方の身元を開示してほしいなどと申告した。これに対し，萩原警察官らは，公共の場所における行為であり，事件性を認めることはできないため，相手方

の氏名や供述内容等を開示することはできないなどと言って対応した。請求人は、膠着状態になることは想定していたなどと言って、辞去した。

2 以上の事実関係を基に検討する。

請求人による被害申告の内容は、いずれも、日帰り温泉施設において、自らが使用した施設備付けの椅子を洗い場に置いておいたところ、これを他人に使用されたあるいは使用されそうになったというものである。公衆浴場において、利用客が洗い場に置いたままにしておいた施設備付けの椅子を、別の利用客が悪意なく使用するという事態が起こり得ることは、容易に想定されるのであって、現に、不詳A及び不詳Bが、請求人の通報により臨場した警察官らに述べた内容によれば、請求人に対する悪意をもって当該行為に及んだものでないことは明らかである。そうすると、これらの行為が請求人に対する害悪の告知に当たるとは認められず、不詳A及び不詳Bには脅迫罪が成立しないから、第1の2(1)ないし(3)の被疑事実における捜査職権の不行使や身元開示の拒否は正当であり、職権行使に仮託して実質的、具体的に違法、不当な行為をするという公務員職権濫用罪における職権の濫用に当たる余地はない。

したがって、上記被疑者らの各行為がいずれも罪とならないのは明らかである。

3 よって、本件請求はいずれも理由がないから、刑事訴訟法266条1号によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和3年7月27日

前橋地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官

水

上



裁判官

鈴

木

麻奈美



裁判官

手

嶋

悠



これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 小林 功

